

ビジネススタンダードプラン

(主契約料金条件)

2026 年 11 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

ビジネススタンダードプラン

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5	契約負荷設備	1
6	契 約 容 量	1
7	料 金	2
8	そ の 他	2
附	則	4
別	表	5

本 則

1 適 用

このビジネススタンダードプラン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，ビジネススタンダードプランといたします。

3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(2)に該当する需要で，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契 約 容 量

契約容量は，需給条件13（契約容量および契約電力）(1)に準じて定めま

す。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	444円88銭
---------------------	---------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28円02銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円55銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円47銭

8 そ の 他

- (1) 需給条件別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間等の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
 - (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (3) この料金条件にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

1 実 施 期 日

この料金条件は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この料金条件の実施にともなう経過措置

この料金条件にもとづく、2026年11月の検針日の前日まで（2026年11月の検針日より前に需給契約が消滅した場合は、その消滅日の前日までといたします。）の料金は、本則 7（料金）にかかわらず、次によって算定された基本料金、電力量料金および需給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397円10銭
---------------------	---------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27円25銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円78銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35円70銭

別 表

(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = \frac{300 \text{ キロワット時}}{\text{ワット時}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \frac{\text{第1段階料金適用電力量}}{\text{適用電力量}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 需給条件 20 (料金の算定) (1) に該当する場合は、(1) の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1) に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。